

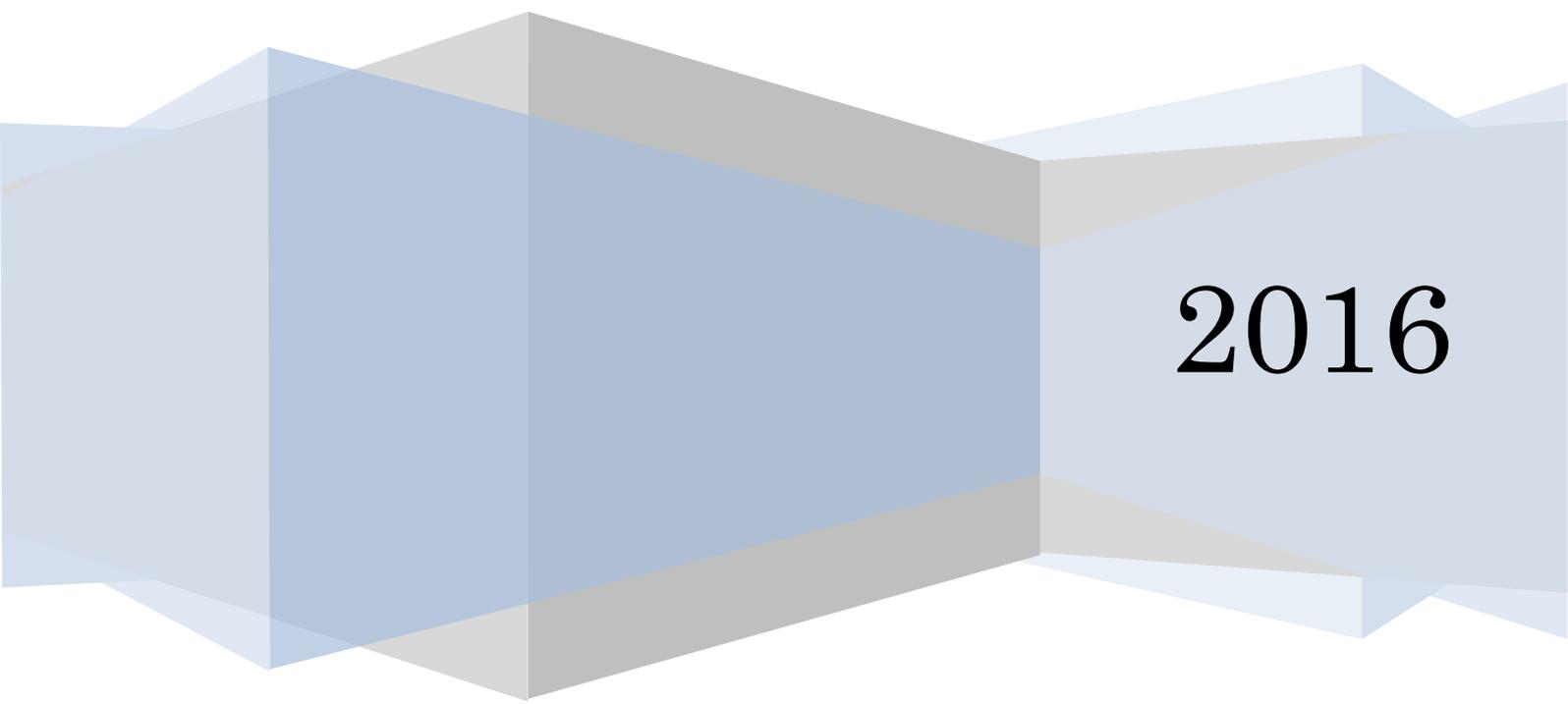
平成 28 年 3 月

佐賀産業保健総合支援センター

# 平成 27 年度 産業保健調査研究報告書

佐賀県内事業場における化学物質リスクアセスメントの現況  
と課題

—佐賀産業保健総合支援センターの教育支援のあり方を再考するために—



2016

## 研究員名簿

研究代表者	産業保健相談員	市場 正良
研究分担者	所長	徳永 剛
研究分担者	産業保健相談員	石竹 達也
研究分担者	産業保健相談員	高倉 敏行
研究分担者	産業保健相談員	濱 英海
研究分担者	産業保健相談員	彌富美奈子

## 目 次

I. 調査研究の背景と目的

II. 調査対象と方法

III. 調査結果

IV. 考察

V. 今後の対策

添付資料1 アンケート調査質問用紙

添付資料2 化学物質リスクアセスメントリーフレット

## I.調査研究の背景と目的

平成 26 年 6 月に労働安全衛生法の一部が改正され、これまでなじみがなかったような事業規模、業種においても、化学物質のリスクアセスメントが必要となってくる。近年大阪府での印刷工場の胆管がんの発生、福井県の化学メーカー工場での膀胱がんの発症など、職場での化学物質曝露によるがんの発生が話題となったが、化学物質の発がん性を含めた人体への影響に再度予防の観点から焦点を当てるべきである。これまで佐賀産業保健総合支援センターでは、化学物質管理に対しての教育を実施してきたが、小規模事業場からの参加者が非常に少ない。佐賀県は小規模の県であり、すべての事業場を対象とした調査でも他県よりコストが抑えられ、また調査後の結果も事業場に反映しやすい特徴がある。

この特徴を生かして、県内の 10 人以上の製造業の事業場は約 1000 であり、主にこれらの事業場を対象に化学物質のリスクアセスメントに関するアンケートを実施する。その結果を解析し、今後の教育等支援のあり方に反映させる。

アンケート集計結果から、特に小規模事業場が教育に参加できる形態を探り、佐賀産業保健総合支援センターの事業計画に反映させるとともに、事業場へ結果のフィードバックとともに、教育についての情報を伝える手段を工夫し、化学物質リスクアセスメント教育への参加者増加、理解度の向上を図り、化学物質リスクアセスメント普及への一助となるようにする。

## II.調査対象と方法

### 1.調査スケジュール

平成 27 年 4 月－8 月	アンケート作成、アンケート協力について関係機関との調整
平成 27 年 9 月	アンケート配布
平成 27 年 10 月－11 月	アンケート回収
平成 27 年 12 月－平成 28 年 1 月	集計
平成 27 年 2-3 月	調査結果を元に研修会等の計画への反映

### 2. 調査対象

調査対象事業場は、佐賀産業保健総合支援センターで把握している佐賀県内 10 人以上の製造業 1,230 事業場、又建設業も化学物質取扱の頻度が多いと考え建設業労働災害防止協会佐賀県支部の協力を得て、加盟事業場 550 事業場にアンケート調査を送付した。製造業及び建設業事業場よりそれぞれ 484、184 事業場の有効回答が得られた。

表1 アンケート送付及び回答数

	送付数	事業場 存在なし	実送付数	返却数	無記載	有効回答	有効回答率
製造業	1,289	59	1,230	484	0	484	39.3%
建設業	550	0	550	185	1	184	33.5%
合計	1,839	59	1,780	669	1	668	37.5%

	製 造 業			建 設 業		
	有効回答	回収率	事業所数	有効回答	回収率	事業所数
300 人以上	16	62%	26	0	0%	3
100-299 人	62	60%	104	5	63%	8
50-99 人	72	50%	144	3	10%	31
30-49 人	56	38%	148	23	35%	66
10-29 人	164	26%	628	103	20%	505
10 人以上計	370	35%	2,331	134	22%	613
10 人未満	21		2,331	54		2458

\*平成 24 年 3 月作成 総務省統計局「経済センサス－基礎調査」より佐賀県製造業数

\*\*平成 24 年 4 月作成 総務省統計局「経済センサス－基礎調査」より佐賀県建設業数

### 3. 倫理面での配慮

アンケート(添付資料1)集計は、無記名式で行い、さらに事業場が同定されないようにアンケート回収方法等に配慮した。

### Ⅲ. 調査結果

#### 1. 業種分類

センターで把握した製造業の事業場は、中には多角的な事業や、その後業種を変更している可能性もあり、よりコンタミネーションを避ける為にアンケートで業種を尋ねる項目を設けた。その結果、製造業 391 事業場、建設業 188 事業場を対象とした。

表 2-2 調査対象事業場業種分類結果

業種(アンケート分類)	製造業	建設業	計
	センター分類	センター分類	
農業、林業	8	0	8
鉱、採石、砂利採取	0	0	0
建設	13	175	188
製造	388	3	391
電気・ガス・水道	10	6	16
情報通信	2	0	2
運輸、郵便	3	3	6
卸売、小売	27	1	28
金融、保険	0	0	0
不動産・物品賃貸	0	0	0
学術、専門・技術	5	2	7
医療、福祉	6	0	6
宿泊、飲食	4	0	4
生活関連、娯楽	4	0	4
教育、学習支援	4	0	4
複合	1	0	1
サービス	20	1	21
未回答	4	0	4
総計	499	191	690
重複回答	15	6	21
計	484	185	669

## 2. アンケート項目別結果

### 1. 化学物質リスクアセスメントの実施義務化

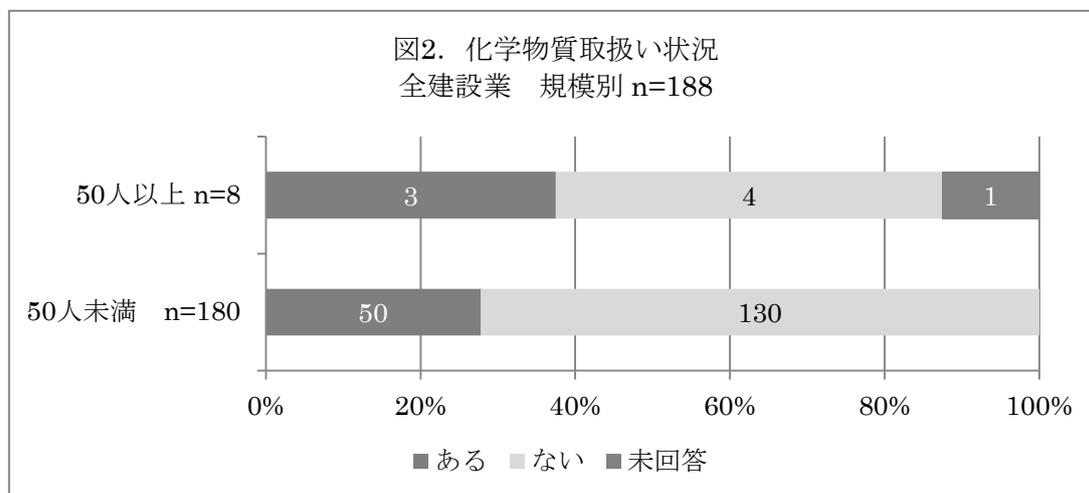
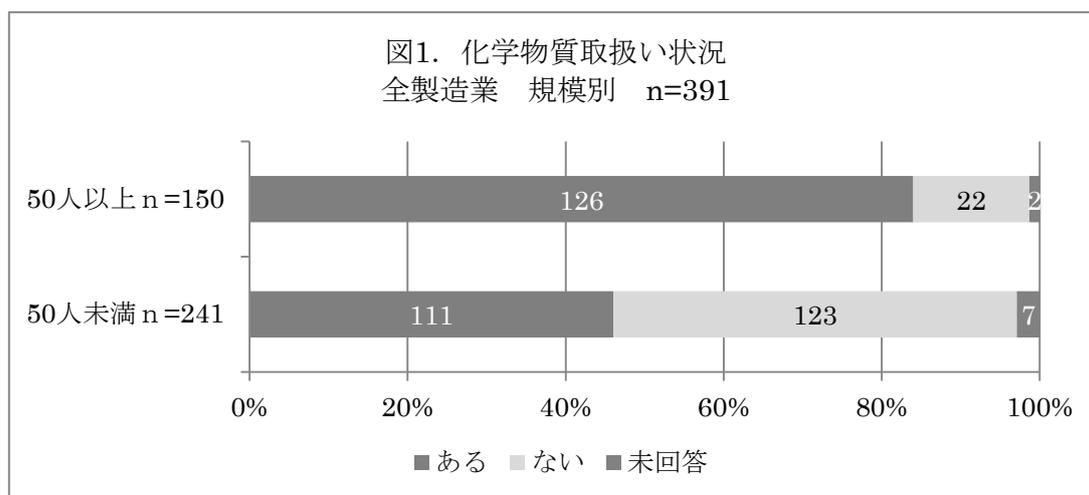
#### 1-1. 現在化学物質を取り扱っていますか？(アンケート項目 2-3)

化学物質の取扱がある事業場は、製造業 237 (61%)、建設業 53 (28%)であった(表3)。

表 3. 化学物質取扱状況

	製造業 n=391		建設業 n=188	
	数	割合	数	割合
取扱あり	237	61%	53	28%
取扱なし	145	37%	134	71%
未回答	9	2%	1	1%

化学物質取扱について事業場規模別でみると、製造業では、50 人未満では 111(46%)、50 人以上では 126(84%)、建設業では、50 人未満では 50(28%)、50 人以上では 3(38%)であった。製造業では 50 人未満の事業場でも半数近くの事業場が化学物質を取り扱っている結果であった(図 1, 2)。



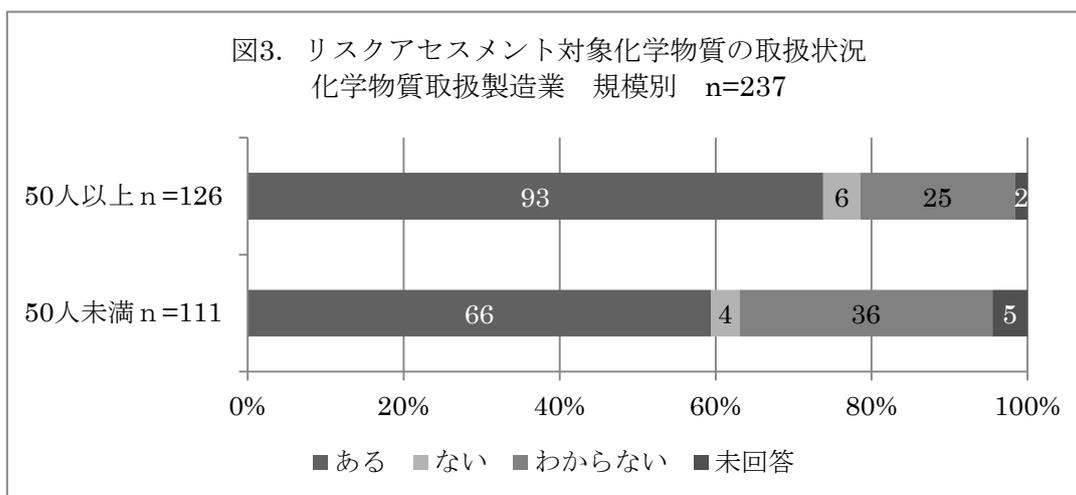
1-2. 法改正によりリスクアセスメントの対象となる化学物質(640種類)がありますか？(アンケート項目1-2)

リスクアセスメントの対象となる化学物質がある事業場の割合は、製造業 43%、化学物質取扱製造業では 67%、建設業 24%、化学物質取扱建設業では 70%であった。

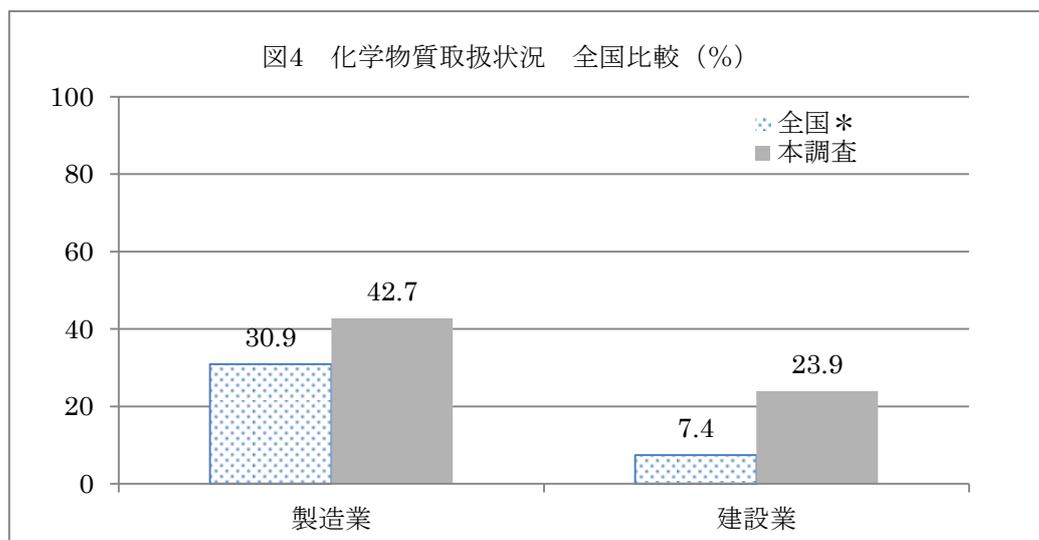
表 4. リスクアセスメントの対象化学物質の取扱状況

	製造業 n=391		化学物質取扱製造業 n=237		建設業 n=188		化学物質取扱建設業 n=53	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
ある	167	43%	159	67%	45	24%	37	70%
ない	148	38%	10	4%	114	61%	8	15%
わからない	66	17%	61	26%	23	12%	5	9%
未回答	10	3%	7	3%	6	3%	3	6%

化学物質取扱製造業で事業場規模別で見ると、50人以上の事業場は50人未満の事業場に比較して対象となる物質の取扱いが多く、一方50人未満の事業場はわからないと回答した事業場が32%と、50人以上の事業場より多い結果であった(図3)。



今回の調査でのリスクアセスメント対象化学物質取扱事業場の割合は、平成 26 年の全国調査\*に比較して、製造業、建設業ともに高かった。



\*平成 26 年「労働安全衛生調査」第 12 表 化学物質使用の有無及びGHSラベルの表示の有無及び表示状況別事業所割合 (労働安全衛生法第 57 条に該当する化学物質)

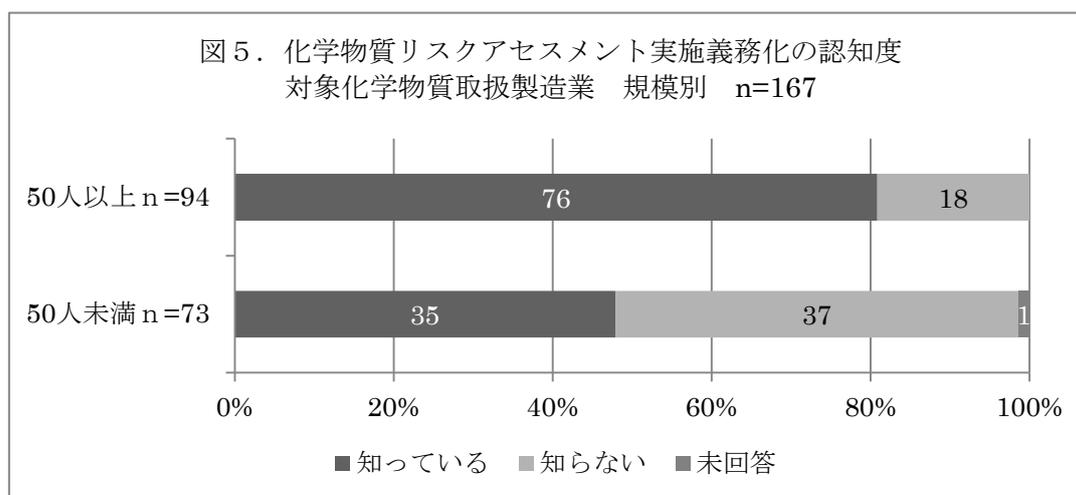
### 1-3. 化学物質リスクアセスメントの実施義務化をご存知ですか？(アンケート項目 1-1)

化学物質リスクアセスメントの実施義務化の認知度は、化学物質取扱製造業で 59%，リスクアセスメント対象化学物質取扱製造業に絞ると、66%となった。化学物質取扱建設業での認知度は、リスクアセスメント対象化学物質取扱事業場でも、製造業よりも低かった。

表 5. 化学物質リスクアセスメント実施義務化の認知度

	化学物質取扱 製造業 n=237		リスクアセス対象 化学物質取扱 製造業n=167		化学物質取扱 建設業 n=53		リスクアセス対象 化学物質取扱 建設業n=45	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
知っている	140	59%	111	66%	13	25%	15	33%
内 50人以上	93	66%	76	81%	0		14	34%
内 50人未満	47	34%	35	48%	13	25%	1	25%
知らない	94	40%	55	33%	37	70%	29	64%
未回答	3	1%	1	1%	3	6%	1	2%

リスクアセスメント対象化学物質取扱製造業を規模別で見ると、50人以上の事業場では、知っている事業場は 81%であるのに対し、50人未満の事業場は 48%であった。



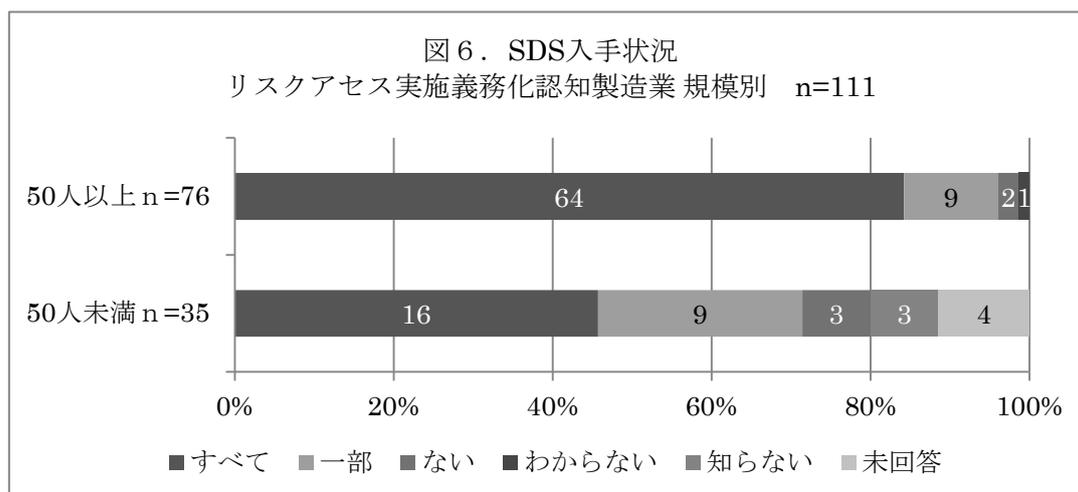
1-4. 1-3 で取り扱っている事業場で化学物質の SDS(安全データシート、旧 MSDS)を入手していますか？ (アンケート項目 2-4)

化学物質リスクアセスメントに必要な SDS の入手状況について、化学物質取扱製造業では、すべて入手と一部入手を合わせると、入手している事業場が 74%、リスクアセスメント対象化学物質取扱製造業では、76%、リスクアセスメント実施義務化を認知している製造業では、88%となった。建設業ではすべて入手、一部入手を合わせると、SDS を入手している事業場は、リスクアセスメント実施義務化を認知している事業場でも 67%と製造業よりも低い結果であった。

表 6.SDS入手状況

	化学物質取扱 製造業 n=237		リスクアセス 化学物質取扱 製造業n=167		リスクアセス 義務化認知 製造業 n=111		リスクアセス 化学物質取扱 建設業n=45		リスクアセス 義務化認知 建設業n=15	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
すべて	128	54%	93	56%	80	72%	6	13%	4	27%
一部	47	20%	34	20%	18	16%	12	27%	6	40%
すべて+一部	175	74%	127	76%	98	88%	18	40%	10	67%
内 50人以上	116	92%	89	95%	76	96%	2	50%	1	100%
内 50人未満	59	53%	38	52%	25	71%	16	40%	9	64%
入手してない	27	11%	17	10%	5	5%	9	20%	2	13%
わからない	5	2%	3	2%	1	1%	3	7%	1	7%
知らない	25	11%	12	7%	3	3%	6	13%	1	7%
未回答	5	2%	8	5%	4	4%	9	20%	1	7%

製造業でのリスクアセスメント義務化認知事業場で、SDS をすべて若しくは一部入手している事業場は 50 人以上の事業場では 96%、50 人未満の事業場では 71%であった。



SDS の入手状況を全国の調査結果\*と比較した。全国のリスクアセスメント対象化学物質使用製造業で、SDS を全て交付 70.9%、一部 11.8%で計 82.7%、建設業では、全て 41.7%、一部 11.1%で計 52.8%あった。50 人以上の製造業事業場では、全国とほぼ同じ結果であった。一方 50 人未満の事業場では、全国の入手状況

よりも低かった。

\*平成26年労働安全衛生調査 第15表 化学物質使用の有無及び安全データシート(SDS)の交付の有無及び交付状況別事業所割合(労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質)

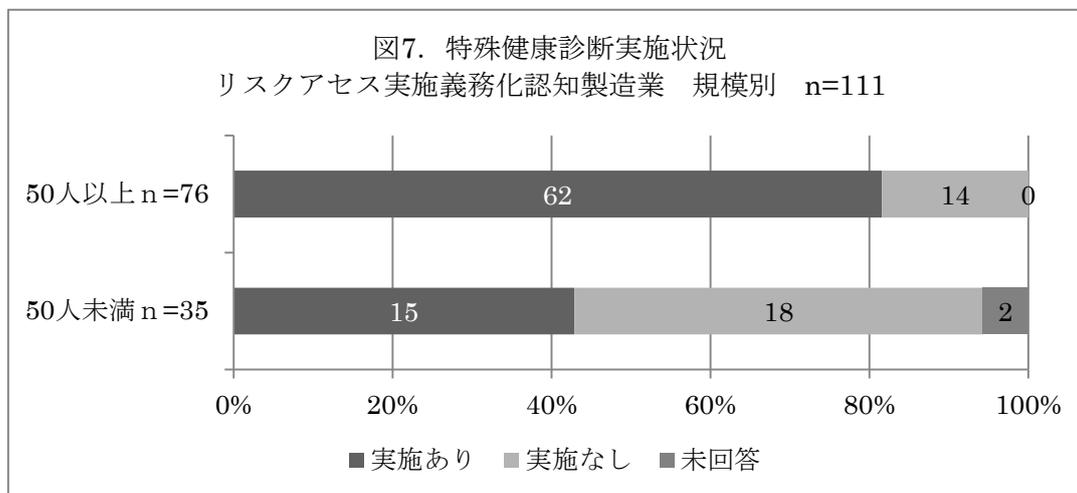
### 1-5. 現在、特殊健康診断を実施していますか？(アンケート項目 2-5)

化学物質取扱事業場で特殊健康診断を実施している事業場は、化学物質取扱製造業で 59%、リスクアセスメント実施義務化を認知している製造業では、69%であった。建設業では、製造業と同じカテゴリーで比較すると、ともに 7%であり、製造業に比べ低い結果であった。

表 7.特殊健康診断実施状況

	化学物質取扱 製造業 n=237		リスクアセス 化学物質取扱 製造業n=167		リスクアセス 義務化認知 製造業 n=111		リスクアセス 化学物質取扱 建設業n=45		リスクアセス 義務化認知 建設業n=15	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
実施あり	141	59%	104	62%	77	69%	3	7%	1	7%
内 50人以上	86	68%	72	77%	62	82%	0		0	
内 50人未満	55	50%	32	44%	15	43%	3	7%	1	7%
実施なし	94	40%	56	34%	32	29%	34	76%	13	87%
未回答	2	1%	7	4%	2	2%	8	18%	1	7%

リスクアセスメント実施義務化を認知している製造業で事業場規模別では、50人未満は 43%、50人以上は 82%であった。

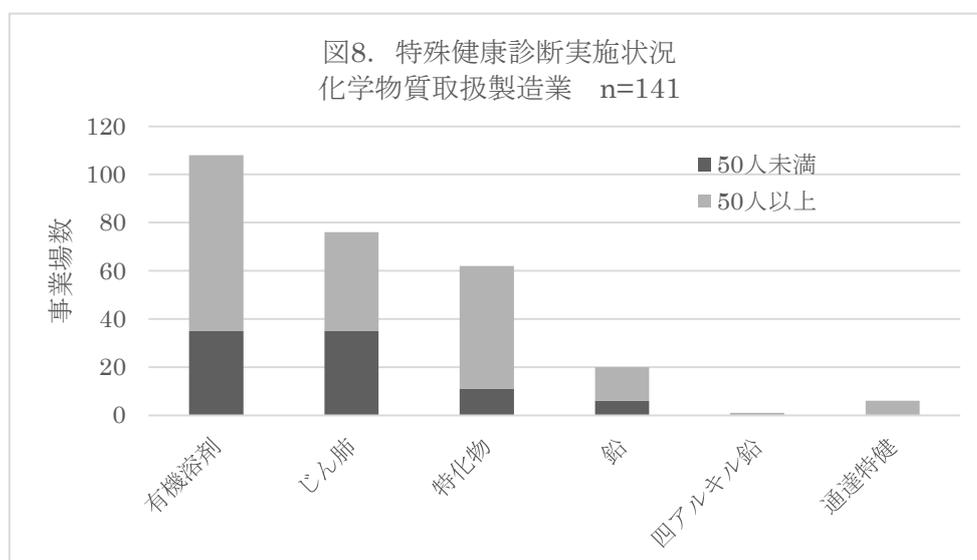


1-6. 1-5 で実施していると回答された事業場で、現在実施している特殊健康診断をお答え下さい。(複数回答可)(アンケート項目 2-6)

化学物質取扱製造業で特殊健康診断を実施している 141 事業場およびリスクアセスメント対象化学物質取扱製造業 104 事業場、実施義務化を認知している 77 事業場で、実施している健診は、有機溶剤が最も多く、義務化認知事業場では、特化物が続いていた。通達健康診断の内容は、振動工具 1、騒音 3、電離放射線 3 赤外線・紫外線 1 であった。

表 8.特殊健康診断の項目内訳  
特殊健康診断実施事業場

	化学物質取扱製造業 n=141		リスクアセス化学物質取扱製造業n=104		リスクアセス義務化認知製造業 n=77		リスクアセス化学物質取扱建設業n=3		リスクアセス義務化認知建設業n=1	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
有機溶剤	108	77%	81	78%	63	82%	2	67%	1	100%
じん肺	76	54%	53	51%	38	49%	2	67%	1	100%
特定化学物質	62	44%	52	50%	44	57%	0			
鉛	20	14%	14	13%	13	17%	0			
四アルキル鉛	1	1%	1	1%	1	1%	1	33%		
通達特殊健康診断	6	4%	5	5%	4	5%	1	33%	1	100%



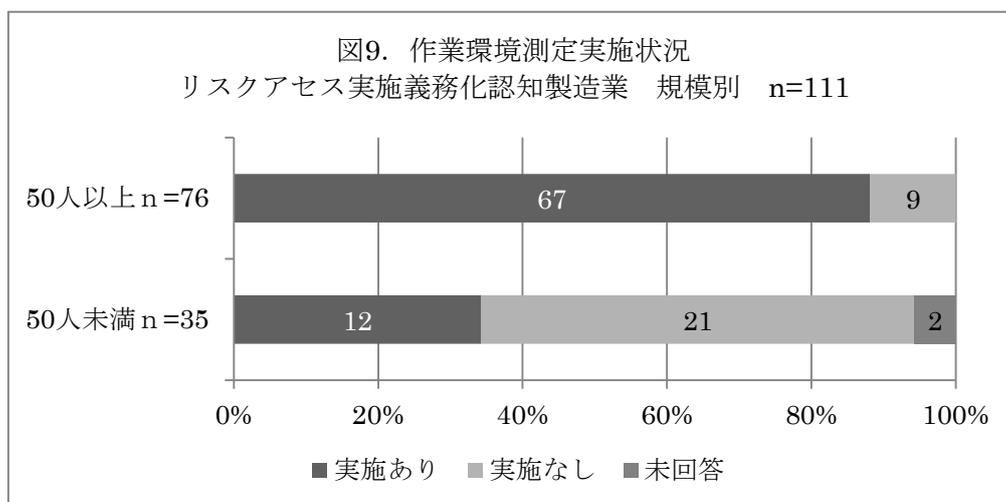
1-7.平 27 年 6 月現在、作業環境測定を実施していますか？(アンケート項目 2-7)

作業環境測定を実施している化学物質取扱事業場は、製造業で 55%と過半数を超え、建設業では実施している事業場は 1 事業場であった。

表 9.作業環境実施状況

	化学物質取扱 製造業 n=237		リスクアセス 化学物質取扱 製造業n=167		リスクアセス 義務化認知 製造業 n=111		リスクアセス 化学物質取扱 建設業n=45		リスクアセス 義務化認知 建設業n=15	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
実施あり	130	55%	98	59%	79	71%	1	2%	1	7%
内 50 人以上	88	70%	76	81%	67	88%	1	25%	1	100%
内 50 人未満	42	38%	22	30%	12	34%				
実施なし	105	44%	61	37%	30	27%	36	80%	13	87%
未回答	2	1%	8	5%	2	2%	8	18%	1	7%

化学物質取扱製造業で、リスクアセスメントの実施義務化を認知している事業場は作業環境測定を実施している事業場の割合は、50 人以上の事業場で 88%, 50 人未満の事業場で 34%であった。



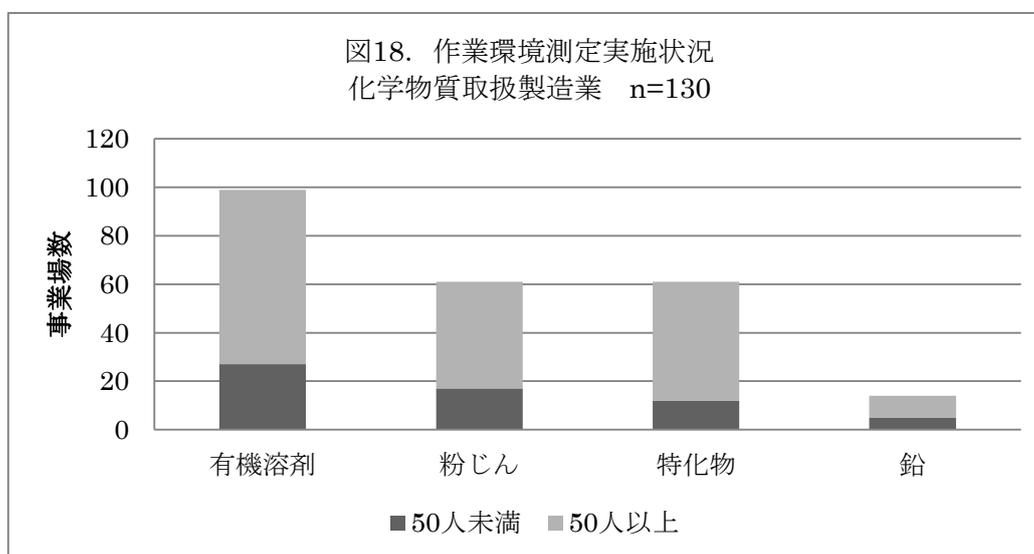
1-8. 1-7 で実施していると回答された事業場で、作業環境測定を行っている種類をお答え下さい。(複数回答可)(アンケート項目 2-8)

作業環境測定実施事業場で、実施している作業環境測定の種類は、有機溶剤が最も多く、次に特定化学物質、粉じんがほぼ同じ割合であった。

表 10.作業環境測定種目

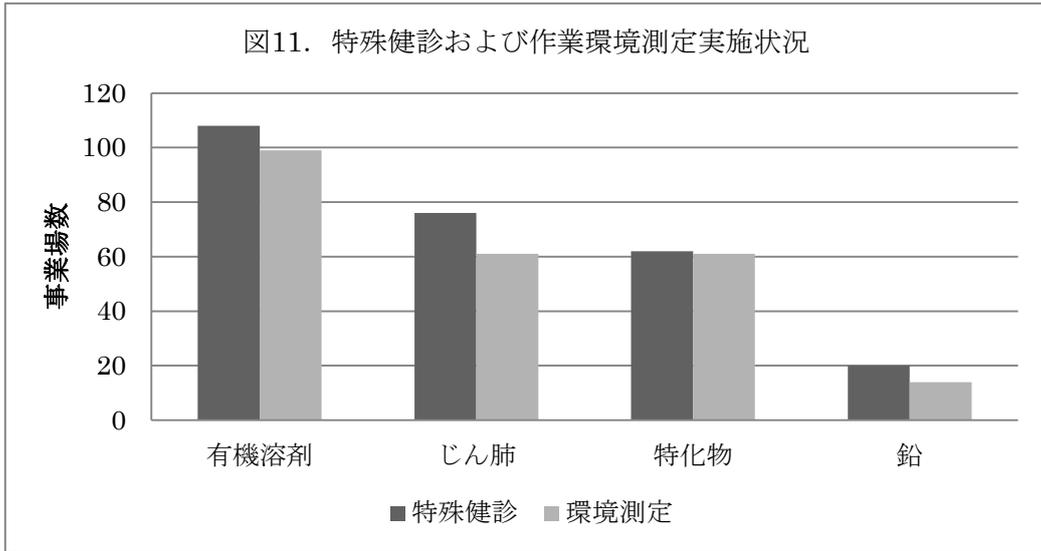
	化学物質取扱 製造業 n=130		リスクアセス 化学物質取扱 製造業n=98		リスクアセス 化学物質取扱 製造業 n=79	
	数	割合	数	割合	数	割合
有機溶剤	99	76%	78	80%	63	80%
特定化学物質	61	47%	55	56%	45	57%
粉じん	61	47%	43	44%	38	48%
鉛	15	11%	8	8%	8	10%
石綿	1	1%	0	0%	0	0%
ダイオキシン類	1	1%	1	1%	0	0%
その他(自主的に測定)	6	5%	5	5%	5	6%

作業環境測定実施事業場で、50 人以上の事業場は、測定項目として有機溶剤が最も多く、特定化学物質、粉じんの順で、一方 50 人未満の事業場は、有機溶剤、粉じん、特定化学物質の順であった。



特殊健康診断と作業環境測定数を比較すると、作業環境測定の実施がやや少なかった。

図11. 特殊健診および作業環境測定実施状況



1-9.この調査用紙を記入されている方で取得されている資格がございましたらお答え下さい。(複数回答可)  
(アンケート項目 2-9)

今回のアンケート調査での、回答者の資格は、半数は、回答なしであったが、有資格の内では、衛生管理者が最も多く、次に作業主任者、作業環境測定士の順であった。

50人以上の事業場でアンケートを回答していただいた方の中で、衛生管理者、作業主任者、作業環境測定士等有資格者の割合は、50人未満の事業場では32%、50人以上の事業場で60%であった。

表 11.アンケート記入者の有する資格

資格	化学物質取扱 製造業 n=237		リスクアセス 化学物質取扱 製造業n=167		リスクアセス 義務化認知 製造業 n=111		リスクアセス 化学物質取扱 建設業n=45		リスクアセス 義務化認知 建設業n=15	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
衛生管理者	72	30%	57	34%	45	41%	4	9%	2	13%
作業主任者	58	24%	46	28%	36	32%	7	16%	3	20%
作業環境測定士	5	2%	4	2%	3	3%	0	0%	0	0
未回答	126	53%	82	49%	45	41%	34	76%	10	67%
有資格者での回答	111	47%	85	51%	66	59%	11	24%	5	33%
内 50人以上	75	60%	60	64%	50	66%	3	75%	1	100%
内 50人未満	36	32%	25	34%	16	46%	8	20%	4	29%

## 2. 危険性・有害性の低減に向けた措置(リスクアセスメント)

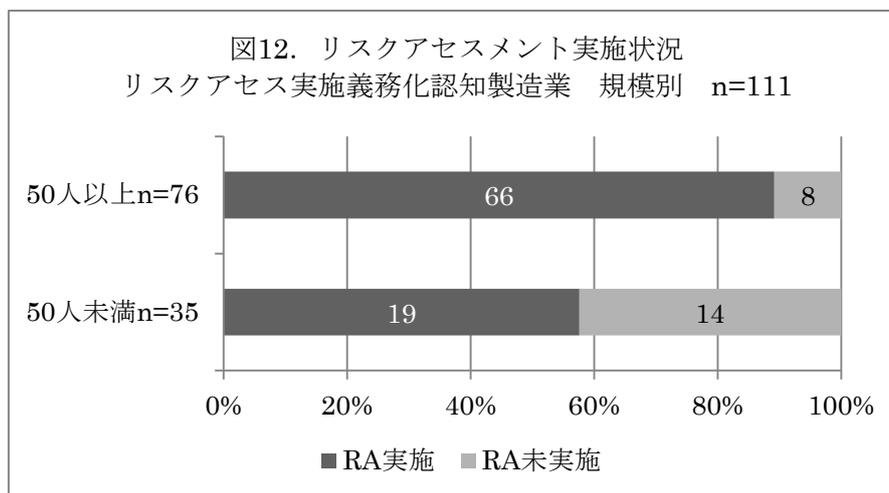
### 2-1. 現在事業場で(安全を含めて)リスクアセスメントを実施していますか？(アンケート項目 3-1)

リスクアセスメントを実施している事業場は、化学物質取扱およびリスクアセスメント対象化学物質取扱製造業で65%、同じく建設業で56%であった。さらにリスクアセスメント実施義務化を認知している事業場に限定すると、製造業では77%と実施率が上昇した。

表 12. リスクアセスメント実施状況

	化学物質取扱 製造業 n=237		リスクアセス 化学物質取扱 製造業n=167		リスクアセス 義務化認知 製造業 n=111		リスクアセス 化学物質取扱 建設業n=45		リスクアセス 義務化認知 建設業n=15	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
実施あり	157	66%	109	65%	85	77%	25	56%	7	47%
内 50人以上	104	83%	78	83%	66	87%	4	100%	1	100%
内 50人未満	53	48%	31	42%	19	54%	21	51%	6	43%
実施なし	75	32%	49	29%	22	20%	12	27%	6	40%
未回答	5	2%	9	5%	4	4%	8	18%	2	13%

規模別に比較すると、リスクアセスメント実施義務化を認知している製造業で、50人以上では、87%、50人未満では54%と大きな差があった。小規模事業場では、実施しなければいけないことを認識していても、実施できない理由があることが示唆された結果であった。



2-2. 2-1 で実施している事業場で、何についてリスクアセスメントを行っていますか？(複数回答可)(アンケート項目 3-2)

何らかのリスクアセスメントを行っているとは回答した化学物質取扱事業場(表13.上段)で、製造業、建設業ともにリスクアセスメント実施項目として最も多かったのが、作業に用いる機械による事故防止に関する事項(以下機械)であった。次いで、製造業では、作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項(以下化学物質)であったが、建設業では、熱中症予防が2番目で、化学物質は最下位であった。

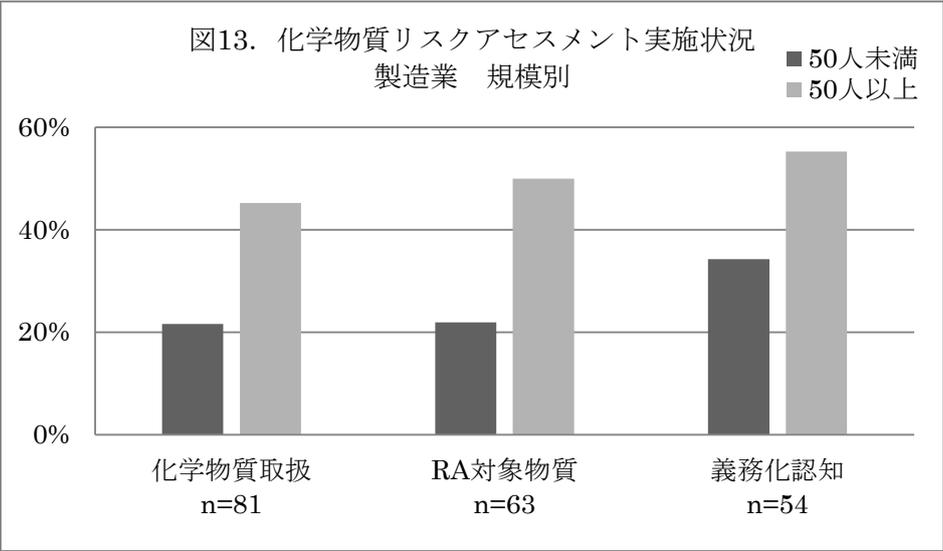
化学物質のリスクアセスメントについて、義務化を認知している事業場では、実施割合は製造業で64%、一方建設業では20%と製造業が高い結果であった。

化学物質を取り扱っている事業場に対する割合をみると(表13.下段)、50人以上の事業場でかつリスクアセスメント対象となる化学物質取扱事業場では50%、リスクアセスメントの実施義務化を認知している事業場が55%、一方50人未満の事業場では同じく22%、34%と小規模事業場で実施割合が低い結果であった。

表 13.リスクアセスメント実施項目  
リスクアセスメント実施事業場

項目	化学物質取扱 製造業 n=157		リスクアセス 化学物質取扱 製造業 n=109		リスクアセス 義務化認知 製造業 n=85		リスクアセス 化学物質取扱 建設業 n=25		リスクアセス 義務化認知 建設業 n=7	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
機械	132	84%	89	82%	72	85%	23	92%	6	86%
化学物質	81	52%	63	58%	54	64%	5	20%	4	57%
熱中症予防	73	46%	53	49%	41	48%	21	84%	7	100%
腰痛	45	29%	33	30%	28	33%	8	32%	2	29%
その他	44	28%	28	26%	18	21%	11	46%	2	29%

	化学物質取扱 製造業 n=237		リスクアセス 化学物質取扱 製造業 n=167		リスクアセス 義務化認知 製造業 n=111		リスクアセス 化学物質取扱 建設業 n=45		リスクアセス 義務化認知 建設業 n=15	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
機械	132	56%	89	53%	72	65%	23	%	6	%
化学物質	81	34%	63	38%	54	49%	5	20%	4	57%
内 50人以上	57	45%	47	50%	42	55%	1	25%	1	100%
内 50人未満	24	22%	16	22%	12	34%	4	19%	3	50%
熱中症予防	73	31%	53	32%	41	37%	21	84%	7	100%
腰痛	45	19%	33	20%	28	25%	8	32%	2	29%
その他	44	19%	28	17%	18	16%	11	46%	2	29%



2-3. 2-1 で実施している事業場で、リスクアセスメントの結果どのような効果がありましたか？(複数回答可)  
(アンケート項目 3-3)

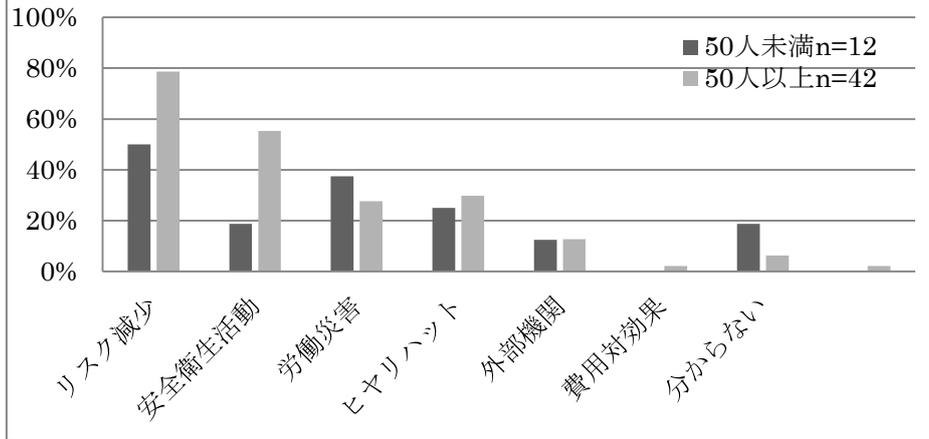
何らかのリスクアセスメントを実施している化学物質取扱事業場で、リスクアセスメントの効果について、製造業では、リスク減少が最も多く、次に安全衛生活動の活性化、労働災害の減少、建設業では安全衛生の活性化とヒヤリ・ハットの減少が同率であった。

表 14.リスクアセスメントの効果  
リスクアセスメント実施事業場

項目	化学物質取扱 製造業 n=157		リスクアセス 化学物質取扱 製造業n=109		リスクアセス 義務化認知 製造業 n=85		リスクアセス 化学物質取扱 建設業n=25		リスクアセス 義務化認知 建設業n=7	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
職場のリスク減少が減少した	92	59%	68	62%	57	67%	11	44%	5	71%
安全衛生活動が活性化した	65	41%	42	39%	38	45%	12	48%	4	57%
労働災害が減少した	51	32%	33	30%	25	29%	8	32%	2	29%
ヒヤリ・ハットが減少した	36	23%	25	23%	19	22%	12	48%	2	29%
外部機関の評価が上昇した	4	9%	10	9%	9	11%	1	4%	0	0%
安全衛生対策の費用対効果の改善した	3	3%	2	2%	2	2%	0	0%	0	0%
効果があったかわからない	22	14%	16	15%	12	14%	2	8%	0	0%
その他	3	2%	3	3%	2	2%	0	0%	0	0%

化学物質リスクアセスメントを実施している事業場に関して、その効果を見ると、事業場規模での違いが見られた。小規模事業場では、安全衛生活動活性化の効果が少ない、わからないという回答も多かった。

図14. 化学物質リスクアセスメントの効果  
実施化学物質取扱製造業 n=53



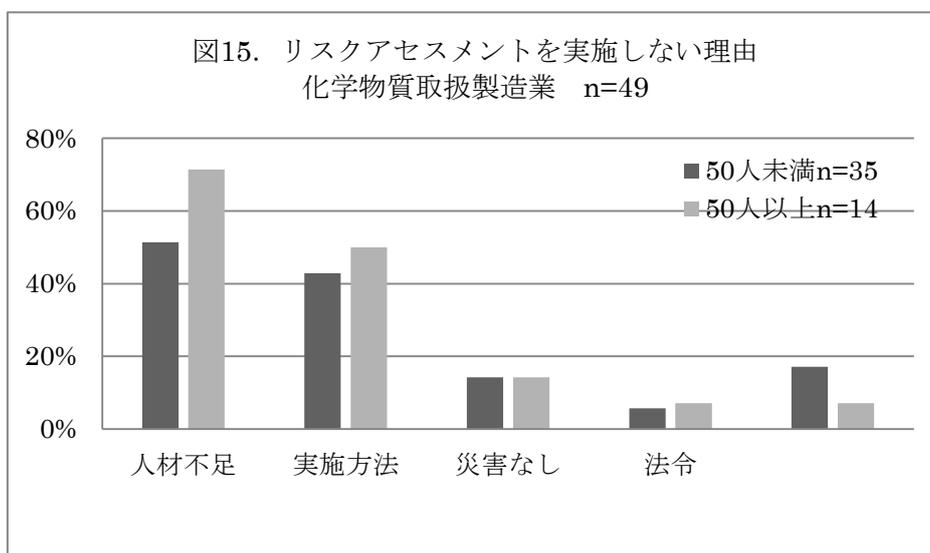
2-4. 2-1 で実施していない事業場で、リスクアセスメントを実施しない理由をお答え下さい。(複数回答可)(アンケート項目 3-4)

リスクアセスメントを実施していない化学物質取扱事業場で、実施しない理由は、「十分な知識を持った人材がない」(人材不足)という回答が、製造業、建設業ともに最も多く、次に「実施方法がわからない」(実施方法),「災害が発生していないため」(災害なし),「法令を守っていれば十分なため」(法令)という回答であった。

表 15.リスクアセスメントを実施しない理由  
リスクアセスメント未実施事業場

	化学物質取扱 製造業 n=75		リスクアセス 化学物質取扱 製造業n=49		リスクアセス 義務化認知 製造業 n=22		リスクアセス 化学物質取扱 建設業n=12		リスクアセス 義務化認知 建設業n=6	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
人材不足	44	59%	28	57%	12	55%	8	67%	4	67%
実施方法	37	49%	22	45%	9	41%	6	50%	2	33%
災害なし	9	12%	7	14%	4	18%	3	25%	3	50%
法令	5	7%	3	6%	2	9%	2	17%	2	33%
その他	8	11%	7	14%	5	23%	1	8%	0	0%

化学物質リスクアセスメントを実施していない事業場で、規模別で比較したが、特徴的な違いはなかった。



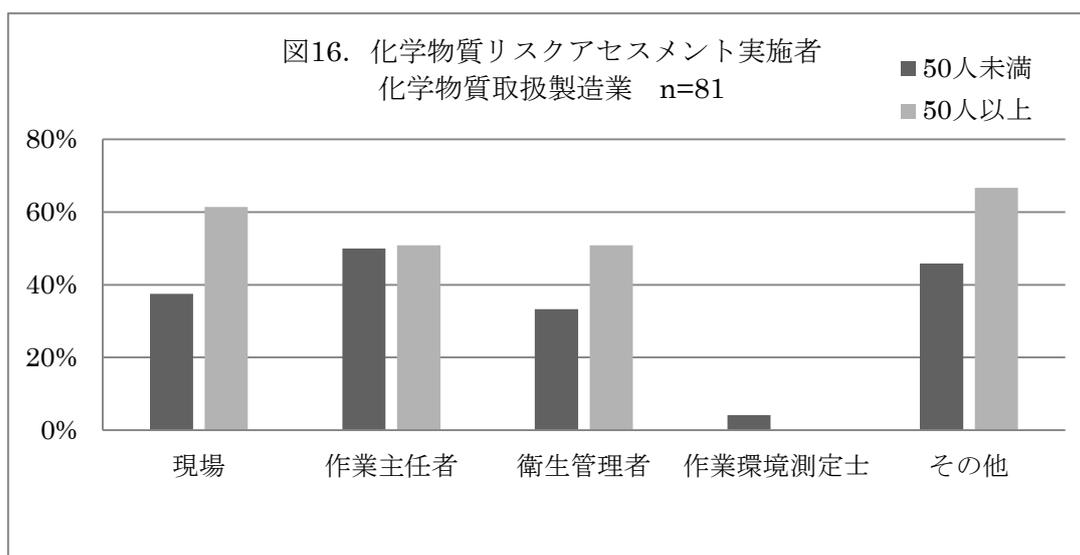
2-5. 2-2で化学物質のリスクアセスメントを実施している事業場で、主なリスクアセスメント実施者をお答え下さい。(複数回答可) (アンケート項目 3-5)

主な化学物質リスクアセスメント実施者は、その他(経営者, 管理職等)が最も多く、次に現場の作業員、作業主任者の順であった。

表 16.化学物質リスクアセスメント実施者

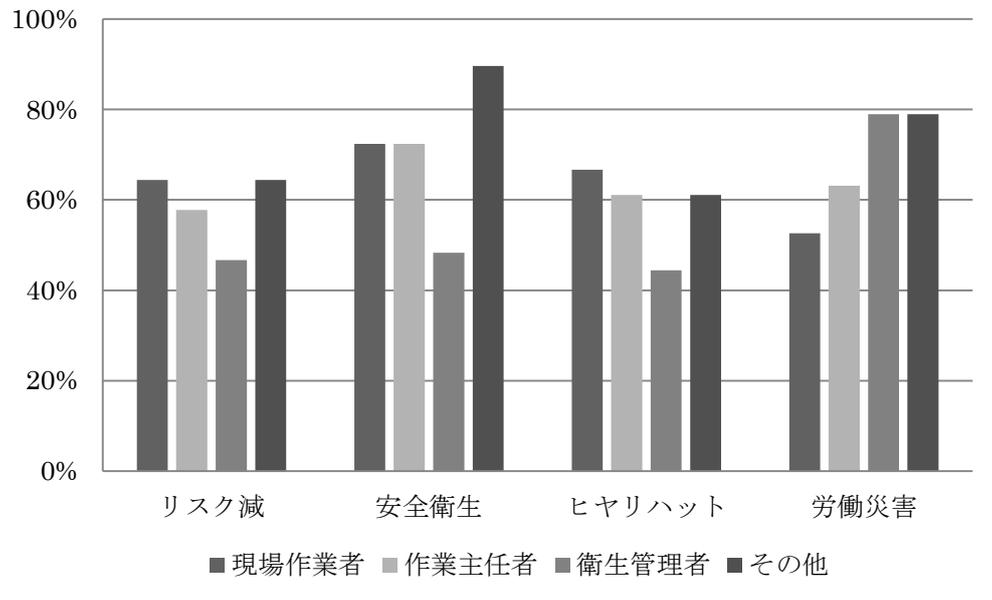
実施者	化学物質取扱 製造業 n=81		リスクアセス 化学物質取扱 製造業n=63		リスクアセス 義務化認知 製造業 n=54		リスクアセス 化学物質取扱 建設業n=5		リスクアセス 義務化認知 建設業n=4	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
現場の作業員	44	54%	36	57%	30	56%	1	20%	1	25%
作業主任者	41	51%	32	51%	28	52%	3	60%	3	75%
衛生管理者	37	46%	29	46%	27	50%	2	40%	2	50%
作業環境測定士	1	1%	1	2%	1	2%	0	0%	0	0%
その他(経営者, 管理職等)	49	60%	39	62%	34	63%	4	80%	3	75%

事業場規模別でみると、50人以上の事業場では共衛生管理者や現場が、50人未満の事業場よりも多い。



リスクアセスメントの効果と実施者と関連について、比較を行った。その他の分類の中には経営者, 管理者も含まれると思われる、経営者, 管理者が化学物質リスクアセスメントを実施することで安全衛生活動の活性化に繋がる可能性も示唆された。

図17. 化学物質リスクアセスメントの効果と実施者  
化学物質取扱製造業 n=81



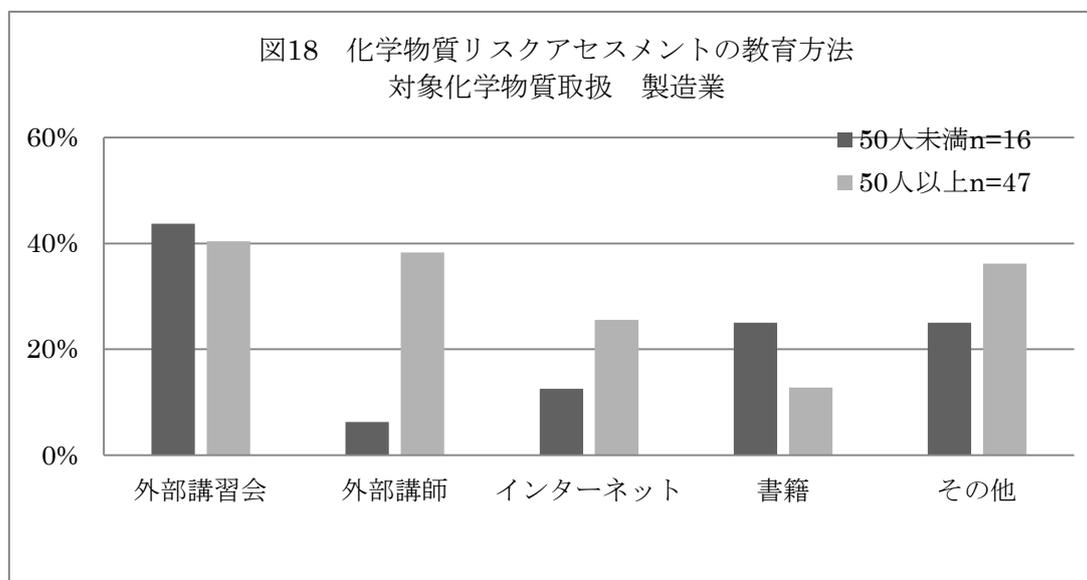
2-6. 2-2 で化学物質のリスクアセスメントを実施している事業場で、リスクアセスメントの教育方法をお答え下さい。(アンケート項目 3-6)

化学物質リスクアセスメントの教育手法として最も多いのは、製造業、建設業共に外部講習会であり、次に製造業ではその他、外部講師、建設業ではその他、インターネットと書籍が同率であった。

表 17.化学物質リスクアセスメントの教育方法

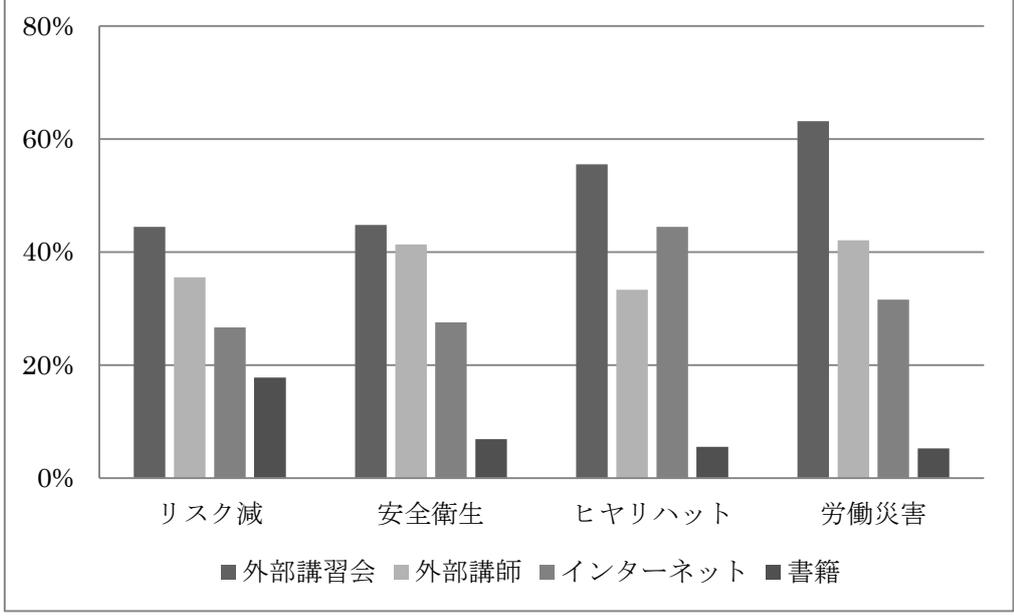
	化学物質取扱 製造業 n=81		リスクアセス 化学物質取扱 製造業n=63		リスクアセス 義務化認知 製造業 n=54		リスクアセス 化学物質取扱 建設業n=5		リスクアセス 義務化認知 建設業n=4	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
外部講習 会参加	35	43%	26	41%	23	43%	2	40%	2	50%
外部講師 による社 会講習会	21	26%	19	30%	18	33%	0	0%	0	0%
インター ネット	18	22%	14	22%	14	26%	1	20%	1	25%
書籍や DVD	12	15%	10	16%	9	17%	1	20%	1	25%
その他	27	33%	21	33%	16	30%	2	40%	1	25%

事業場規模別では、50人以上の事業場では、外部講師の利用が多かった。



リスクアセスメント教育方法と効果の関連について、比較を行った。効果との関係では、リスク減、安全衛生、ヒヤリハット、労働災害の各項目すべてで最も高い教育方法は外部講習会であった。

図19. 化学物質リスクアセスメントの効果と教育方法  
化学物質取扱製造業 n=68



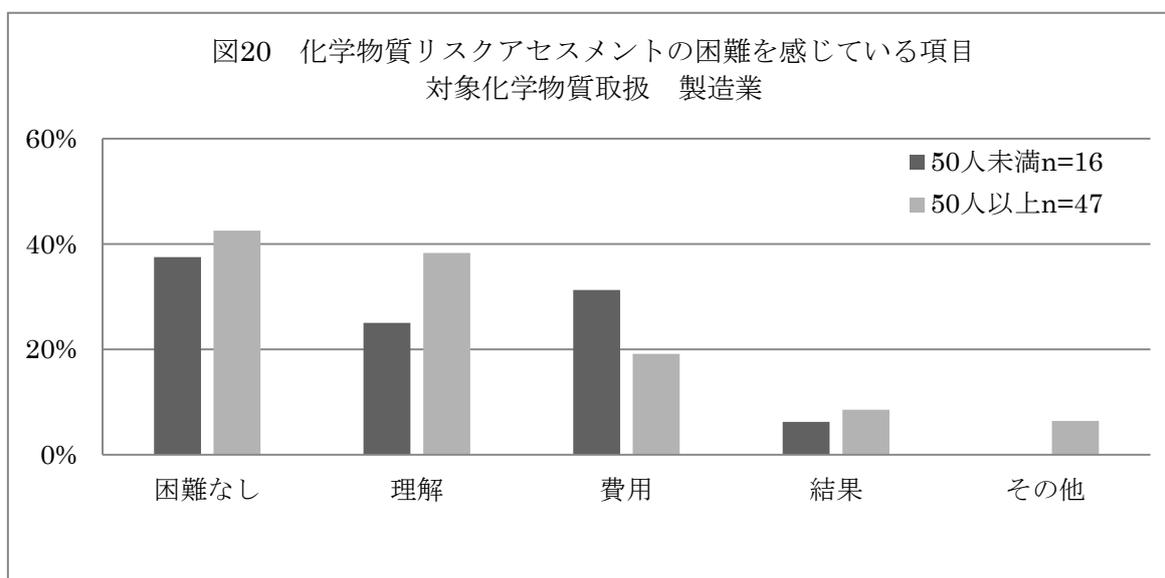
2-7. 2-2 で化学物質のリスクアセスメントを実施している事業場で、リスクアセスメントに困難を感じている項目をお答え下さい。(複数回答可)(アンケート項目 3-7)

化学物質リスクアセスメントに実施に困難を感じている点として多い理由は、困難を感じないが最も多く、次に、アセスメントの理解が難しい、費用がかかる、結果が実態にあわないであった。

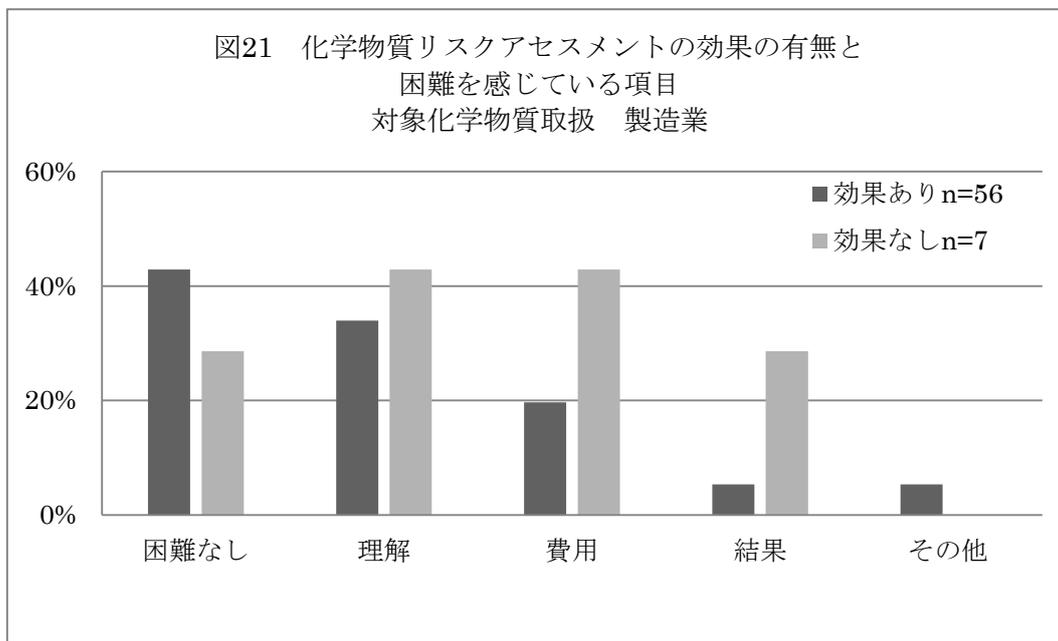
表 18.化学物質リスクアセスメントの困難を感じている項目

	化学物質取扱 製造業 n=81		リスクアセス 化学物質取扱 製造業n=63		リスクアセス 義務化認知 製造業 n=54		リスクアセス 化学物質取扱 建設業n=5		リスクアセス 義務化認知 建設業n=4	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
困難は感じていない	31	38%	26	41%	23	43%	1	20%	3	50%
理解が難しい	30	37%	22	35%	19	35%	3	60%	1	17%
費用がかかる	17	21%	14	22%	12	22%	1	20%	0	0%
結果が職場の実態に合わない	6	7%	5	8%	5	9%	0	0%	0	0%
その他	4	5%	3	5%	2	4%	0	0%	0	0%

事業場規模別では、50人未満では費用の問題が大きい結果であった。



リスクアセスメントの効果の有無と困難を感じている理由の関係をみると、効果がないと回答した事業場は、効果があると回答した事業場に比較して費用や結果で困難と感じている割合が高い結果であった。



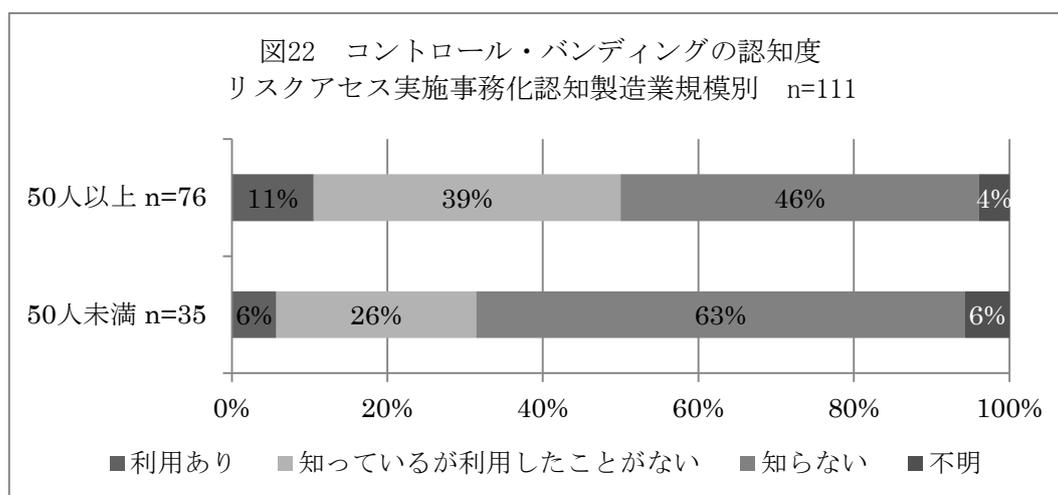
2-8. 化学物質のリスクアセスメントが実施できるコントロール・バンディングをご存知ですか？(アンケート項目 3-8)

コントロール・バンディングの認知度について、化学物質取扱製造業では、「知らない」と答えた事業場が73%と圧倒的に多い結果であった。実施義務化を認識している事業場に限定すると49%は知っているが、利用したのは9%であった。建設業では、まったく知られていない結果であった。

表 19.コントロール・バンディングの認知度

	化学物質取扱 製造業 n=237		リスクアセス 化学物質取扱 製造業n=167		リスクアセス 義務化認知 製造業 n=111		リスクアセス 化学物質取扱 建設業n=45		リスクアセス 義務化認知 建設業n=15	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
利用したことある	12	5%	10	6%	10	9%	0	0%	0	0%
知っているが、利 用したことがない	43	18%	42	25%	39	35%	0	0%	0	0%
知らない	173	73%	105	63%	57	51%	36	80%	14	93%

事業場規模でみると、50人以上の事業場では“利用あり”、“知っているが利用したことがない”割合は50人以上の事業場に比べて高いが、50人以上の事業場でも認知度は50%に留まった。



2-9. 2-8 で知っているが利用していないと回答した方で、その理由をお答え下さい。(複数回答可)(アンケート項目 3-9)

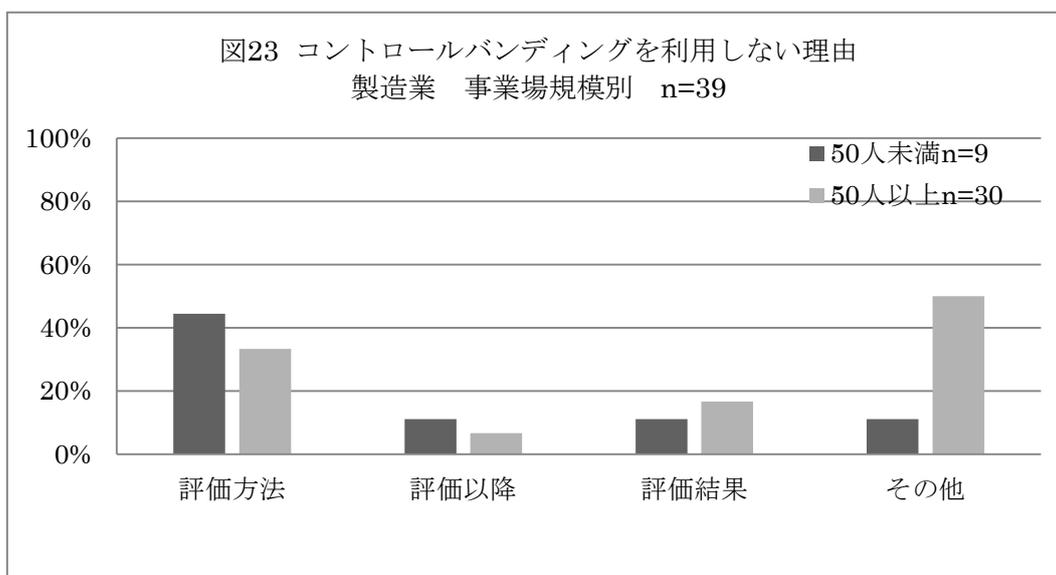
化学物質のリスクアセスメントを実施している事業場で、コントロール・バンディングを知っているが利用しない理由は、「評価方法がわからない」が最も多く、次に、「評価結果が実態にあっていない」、の順であった。評価結果が実態にあっていないことは、定性評価法としてのコントロールバンディングの限界と思われる結果であった。その他理由には、社内で定められた評価方法があり、利用する必要がない、であった。

表 20.コントロール・バンディングを知っているが利用したことがない理由

	リスクアセス 化学物質取扱 製造業 n=42		リスクアセス 義務化認知 製造業 n=39	
	数	割合	数	割合
評価方法がわからない	15	36%	14	36%
評価以降の対策がわからない	4	10%	3	8%
評価結果実態に合っていない	6	14%	6	15%
その他	17	40%	16	41%

事業場規模別では、50 人以上の事業場では、「その他」が最も多く、次に「評価方法がわからない」その他のコメントよりその他の評価方法で実施している等、さらに詳しいリスクアセスメント手法を用いているなど簡易なリスクアセスメント手法のニーズが低いと思われる結果であった。一方、50 人未満の事業場では、「評価方法がわからない」が最も多く、次に「(評価)以降の対策がわからない」といったコントロール・バンディングでの手法やその後の対策といったテクニカルな問題が利用しない理由の上位であり、特に小規模事業場ではコントロール・バンディングを使った教育の普及が必要であると思われる結果であった。

図23 コントロールバンディングを利用しない理由  
製造業 事業場規模別 n=39



### 3. 佐賀産業保健総合支援センターの活動内容について

#### 3-1. 佐賀産業保健総合支援センターの活動内容をご存知ですか？(アンケート項目 4-1)

産業保健総合支援センターの認知度は、「知らない」が製造業及び建設業共に最も多く、「利用したことがある」、「知っているが、利用したことはない」の2項目より産業保健総合支援センターの認知度が製造業では39%、建設業では27%であった。化学物質取扱事業場に限定すると、産業保健総合支援センターの認知度は、「知らない」が共に最も多いが、産業保健総合支援センターの認知度は、製造業では44%、実施義務化の認知事業場は、63%と上昇した。

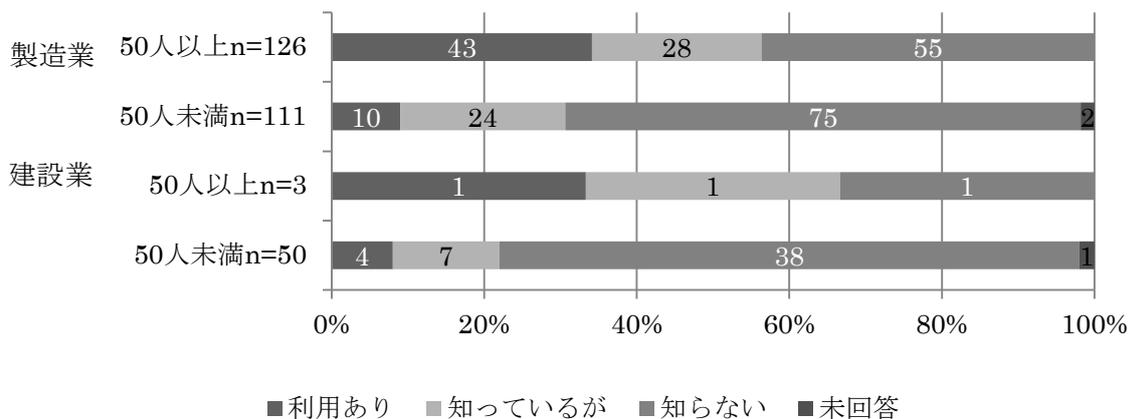
表 21.佐賀産業保健総合支援センターの認知度

	製造業 n=391		建設業 n=188	
	数	割合	数	割合
利用したことがある	63	16%	10	5%
知っているが、利用したことはない	90	23%	42	22%
知らない	232	59%	132	70%
未回答	6	2%	4	2%

	化学物質取扱 製造業 n=237		リスクアセス化 化学物質取扱 製造業 n=167		リスクアセス 義務化認知 製造業 n=111		リスクアセス 化学物質取扱 建設業n=45		リスクアセス 義務化認知 建設業n=15	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
利用したことがある	53	22%	45	27%	39	35%	5	9.4%	5	11%
知っているが、利用したことはない	52	22%	38	23%	31	28%	8	15.1%	9	20%
知らない	130	55%	83	50%	40	36%	39	73.6%	30	67%
未回答	2	1%	1	1%	1	1%	1	1.9%	1	2%

製造業、建設業ともに事業場規模別では、50人未満、50人以上の事業場でも「知らない」が最も多く、「利用したことがある」、「知っているが、利用したことはない」の2項目より産業保健総合支援センターの認知度が50人未満30.6%、50人以上が29.4%と事業規模に関わらず、低い結果となった。

図24. 佐賀産業保健総合支援センターの認知度  
 化学物質取扱事業場 製造業 n=237



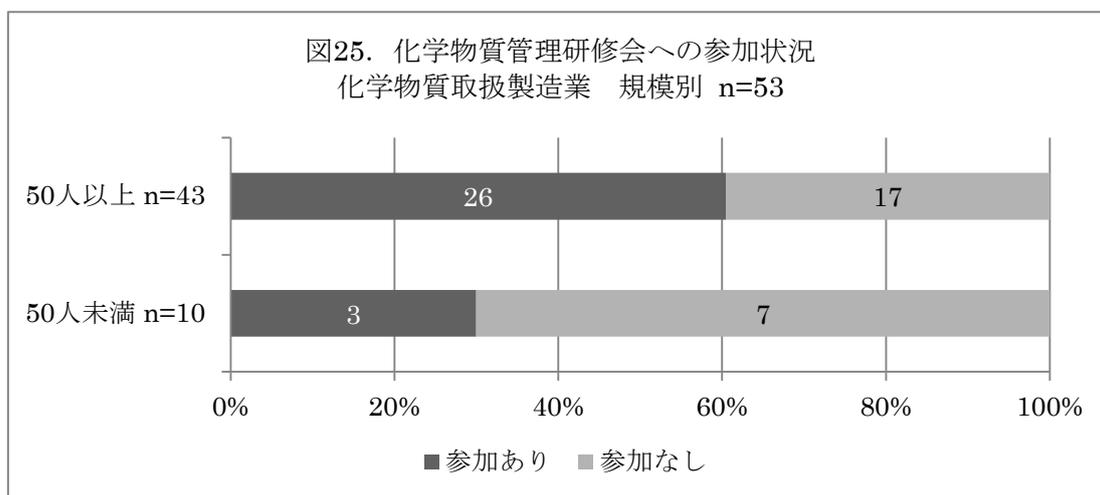
3-2. 3-1 で利用したことがある方で、化学物質管理についての研修会に参加したことはありますか？(アンケート項目 4-2)

産業保健総合支援センターを利用した 53 化学物質取扱事業場で、化学物質管理についての研修会に参加したことがある事業場は、製造業で 53%、建設業ではなかった。

表 22.化学物質管理の研修会の参加状況  
センター利用あり事業場

	化学物質取扱 製造業 n=53		化学物質取扱 建設業 n=5	
	数	割合	数	割合
参加あり	29	53%	0	0%
参加なし	24	47%	5	100%

製造業で事業場規模別でみると、50人以上の事業場の参加率は60%、50人未満の事業場は30%であった。



3-3.今後化学物質管理の研修会に参加しやすくするために、どのような工夫が必要だと考えますか？(複数回答可)(アンケート項目 4-3)

センターの存在を認識している化学物質取扱製造業事業場 105 と建設業事業場 13 では、参加者からは、教育方法や時間、講義内容に関する提案が多く、その他の具体的項目には、研修内容の案内を詳しく記載する・案内を出して欲しい(n=2)、国労働衛生週間等の説明会で説明してほしい (n=2)、受ける必要があるならば義務化したほうがよい(n=1)、実習はいらぬ(n=1)、業務とのバッティング(n=1)があった。

化学物質管理研修の参加の有無で比較すると、参加者からは教育方法の提案が、非参加者からは、時間や内容、場所についての提案があった。

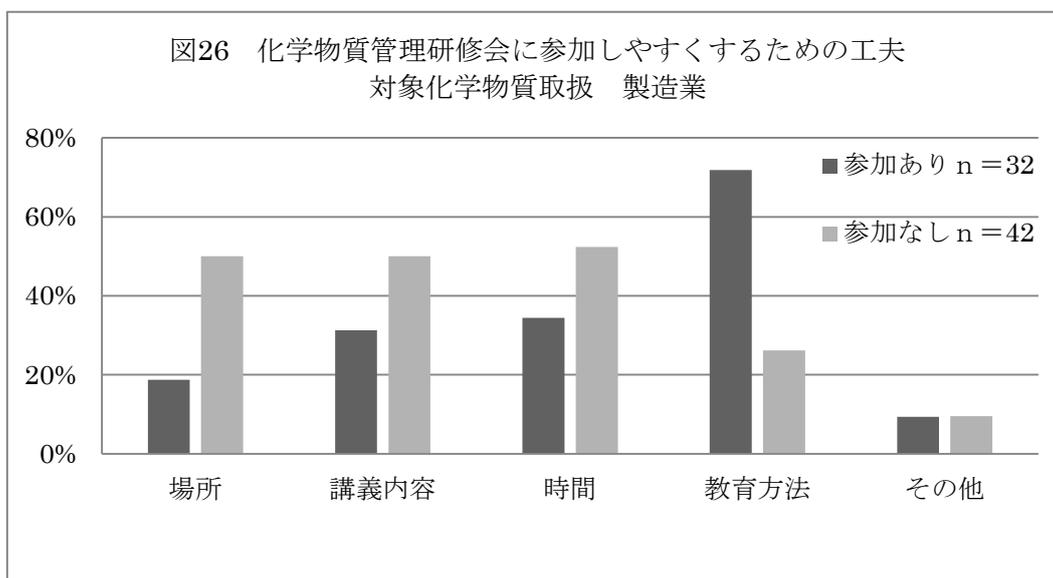
化学物質研修の参加の有無で、今後の工夫について整理してみた。

表 23.化学物質管理研修会に参加しやすくするための工夫

	化学物質取扱 製造業 n=105		化学物質取扱 建設業 n=13	
	数	割合	数	割合
場所	43	41%	5	38%
講義内容をわかりやすく	43	41%	11	85%
時間	42	40%	3	23%
教育方法	40	38%	4	31%
その他	8	8%	0	0%

	利用した事業場 n=32		知っているが利用していない事業場 n=42	
場所	6	19%	21	50%
講義内容時間	10	31%	21	50%
時間	11	34%	22	52%
教育方法	23	72%	11	26%
その他	3	9%	4	10%

図26 化学物質管理研修会に参加しやすくするための工夫  
対象化学物質取扱 製造業



## IV.考察

近年大阪府での印刷工場の1,2-ジクロロプロパン及びジクロロメタンによる胆管がん、さらに福井県での化学工場でのオルトトルイジンによる膀胱がんの発生が話題となる中で、化学物質のリスクアセスメントの実施義務化が今年6月より施行されるが、その認知度やリスクアセスメントの実態について調査を行った。県内の10名以上の全製造業、建設業事業場を対象にし、それぞれ40%、34%の回収率であった。

リスクアセスメント対象化学物質の取扱事業場の割合は、平成26年の全国調査に比較して、製造業、建設業ともに高かった。50人未満の製造業事業場で、化学物質リスクアセスメントの対象物質がわからないと答えた事業場の割合は高く、小規模事業場で化学物質リスクアセスメントの実施義務化及び取扱の有無に理解について不十分な点が確認できた。化学物質リスクアセスメントの実施義務化の認知度では、製造業と建設業かなりの差があるという結果であった。また化学物質を取扱製造業でも、事業場規模別でみると、50人未満の小規模事業場の認知度が低い結果であった。

そこで、今回の解析は、製造業と建設業の違い、化学物質リスクアセスメントの認知の有無、事業場規模の比較を主な評価の視点とした。その結果、建設業では、化学物質の取組が製造業よりも遅れていること、化学物質リスクアセスメントの認知の有無で取り組みにちがいがあること、認知していても小規模事業場では取り組みが遅れていることが示唆された。

小規模事業場での取り組みの遅れの原因を考えてみる。小規模事業場では、困難を感じている項目として、費用面での問題が、50人以上の事業場よりも高かった。教育面で、50名以上の事業場は、外部講師を利用することも可能であるが、小規模事業場ではこれも難しいことかもしれない。また、化学物質リスクアセスメントを実施してもその効果がわからないという回答が、50名以上に事業場よりも多く、リスク減少や安全衛生活動の活性化にも差が見られた。

その小規模事業場でも利用できる方法として、コントロール・バンディングがあるわけであるが、コントロール・バンディングを「知らない」と答えた事業場が圧倒的に多い結果であった。建設業ではさらに低い結果であった。簡便にリスクアセスメントが実施できる手法として主に小規模事業場を対象にしたものであることから、特に小規模事業場でのコントロール・バンディングの手法の普及が急務である。

教育機関としての産業保健総合支援センターであるが、今回初めてセンターの県内事業場での認知度の調査を行った。従来、50名以上に事業場を対象としていたことや名称が変更したこともあり、50名以上の事業場においても高い認知度とは言えない結果であった。今後の改善をV章に示す。

## V. 今後の対策

今後の対策について、以下にまとめた。

1. 特に小規模事業場に焦点を当てた化学物質リスクアセスメントに関する広報及び研修事業リーフレットの作成(添付資料2)

2. 新たな広報ルートの開発

アンケート協力先への配布に加えて、県、市町村関係機関、職業別組合、協会、商工会、団体連合会、情報誌など県内機関に協力を要請し、協力いただける機関(予定約 240 機関)を通じて、配布を依頼する。化学物質取扱建設業は、特に関係機関とも連携し重点的に広報する。

3. 研修会の改善

a) 広報の改善: 化学物質リスクアセスメントに関するリーフレット(上記)に研修会の案内を載せる。研修会の案内のページに佐賀産業保健総合支援センターのQRコードを載せ、HPにアクセスしやすくする。HPのトップに化学物質リスクアセスメントのバナーを作成し、上記のパンフレットも掲載する。

b) 実施場所の拡大 平成 28 年度 県内 5 箇所 計 10 回

c) コンテンツの改善

佐賀産業保健総合支援センターが開催している化学物質管理研修について、これまでの研修会の内容の幅を広げ、さらにわかりやすくコンテンツがわかるタイトルや研修会の受講方法の工夫等を行う。具体的には講義を系統化する、さらに受講者手帳などでこれまでの受講状況が把握できるようにし、すべての受講ができれば受講証明書を発行するなどの教育の工夫を行う。平成 28 年度はまず、基礎編と応用編と 2 つにわけ、参加者へアンケートをとりながら、次年度はさらに教育コンテンツの内容を講義のタイトルに入れて分かりやすくするとともに、ナンバリングを行う、受講者手帳を発行する等の工夫を行う。

平成 28 年度 基礎編・応用編(共に 3 時間)

平成 29 年度 事業場の実態に対応した化学物質リスクアセスメント教育の幅の拡大

予定教育

1. 化学物質管理基礎編 1～これから始める化学物質管理～

2. 化学物質管理基礎編 2～SDSの活用法とコントロールバンディング～

3. 化学物質管理基礎編 3～Webでできる化学物質リスクアセスメント～

4. 化学物質管理基礎編 4～経営者・管理・監督者のための化学物質管理とリスクアセスメント～

5. 化学物質管理専門編 5～爆発・火災防止のための化学物質リスクアセスメント～

6. 化学物質管理専門編 6～健康障害防止に係る化学物質リスクアセスメント～

7. 化学物質管理専門編 7～曝露モニタリングを活用した化学物質リスクアセスメント～

d) 受講者アンケートの改善 ニーズの把握や効果を評価するために従来のアンケート項目の改善を行う。

4. 評価の方法

主たる指標: 研修参加人数 (職種・事業規模別調査)

副指標: アンケートでの満足度、参加回数(人、事業場毎調査)、ホームページアクセス数、化学物質管理バナーのクリック数

平成 30 年度に再度佐賀県内で化学物質管理に関するアンケート調査を実施し、リスクアセスメントや SDS の認知度、リスクアセスメント実施状況、佐賀産業保健総合支援センターの認知度について調査を行い、取り組みによる変化を確認する。

## 添付資料1

10月31日までに同封の返信用封筒にてご返送下さい。

0

黒のえんぴつ(BもしくはHB)で記入して下さい。

無記名式ですが、支障がない範囲でお答え下さい。

化学物質<sup>※</sup>管理を担当されている方でアンケートのご記入をお願いいたします。

※シンナー等溶剤、塗料、洗浄液、接着剤、ガソリン等も化学物質です。

※マーク記入例

よい例  悪い例

1. 化学物質リスクアセスメントの実施義務化(労働安全衛生法改正)についてお尋ねいたします。
  - 1-1. 化学物質リスクアセスメントの実施義務化をご存知ですか？(ひとつ選んで下さい)
 

知らない       知っている
  - 1-2. 法改正によるリスクアセスメントの対象となる化学物質(640種類)がありますか？(ひとつ選んで下さい)
 

ない       ある       わからない
  
2. 貴社(事業場)の化学物質のことについてお伺いいたします。
  - 2-1. 貴事業場の従業員数(派遣、パート社員含)をお答え下さい。(企業規模ではありません)(ひとつ選んで下さい)
 

10人未満       10-29人       30-49人       50-99人       100-299人       300人以上
  - 2-2. 貴事業場の業種をお答え下さい。
 

農業、林業(林業に限る。)       鉱業、採石業、砂利採取業       建設業       製造業       電気・ガス・熱供給・水道業       情報通信業

運輸業、郵便業       卸売業、小売業       金融業、保険業       不動産業、物品賃貸業       学術研究、専門・技術サービス業       医療、福祉

宿泊業、飲食サービス業       生活関連サービス業、娯楽業       教育、学習支援業       複合サービス事業       サービス業(他に分類されないもの)
  - 2-3. 現在化学物質を取り扱っていますか？(ひとつ選んで下さい)
 

取り扱いはない\*       取り扱っている      \*「取り扱いはない」場合、以降(2-4から3-9)の回答は不要です。⇒問4-1にお進み下さい。
  - 2-4. 2-3で取り扱っている事業場で化学物質のSDS(安全データシート、旧MSDS)を入手していますか？(ひとつ選んで下さい)
 

すべて入手している       一部入手している       入手していない       入手方法がわからない       SDSを知らない
  - 2-5. 現在、特殊健康診断を実施していますか？(ひとつ選んで下さい)
 

実施していない       実施している
  - 2-6. 2-5で実施していると回答された事業場で、現在実施している特殊健康診断をお答え下さい。(複数回答可)
 

じん肺       有機溶剤       鉛       四アルキル鉛       特定化学物質

通達で示されている特殊健康診断(項目名)
  - 2-7. 平成27年6月現在、作業環境測定を実施していますか？(ひとつ選んで下さい)
 

実施していない       実施している
  - 2-8. 2-7で実施していると回答された事業場で、作業環境測定を行っている種類をお答え下さい。(複数回答可)
 

粉じん       有機溶剤       特定化学物質       鉛       エチレンオキシド       石綿       ダイオキシソリン類       上記以外の物質を自主的に測定
  - 2-9. この調査用紙を記入されている方で取得されている資格がございましたらお答え下さい。(複数回答可)
 

衛生管理者(衛生工学衛生管理者含む)       作業環境測定士       作業主任者(有機溶剤や特定化学物質等)
  
3. 危険性・有害性の低減に向けた措置(リスクアセスメント)について、当てはまる項目をお答え下さい。
  - 3-1. 現在事業場で(安全を含めて)リスクアセスメントを実施していますか？(ひとつ選んで下さい)
 

実施していない       実施している
  - 3-2. 3-1で実施している事業場で、何についてリスクアセスメントを行っていますか？(複数回答可)
 

作業に用いる機械による事故防止に関する事項       作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項

腰痛のおそれのある作業に関する事項       熱中症予防に着目した暑い場所での作業に関する事項

上記以外の作業・要因に関する事項

《裏面にも質問が続きます。》

3-3. 3-1で実施している事業場で、リスクアセスメントの結果どのような効果がありましたか？(複数回答可)

- 労働災害が減少した  安全衛生対策に関して費用対効果が改善した  
 職場のヒヤリ・ハット体験の報告件数が減少した  日常の安全衛生活動が活性化した  
 職場のリスクが減少した  外部機関等の評価が高くなった  
 その他  効果があったかわからない

3-4. 3-1で実施していない事業場で、リスクアセスメントを実施しない理由をお答え下さい。(複数回答可)

- 十分な知識を持った人材がいないため  災害が発生していないため  
 実施方法が判らないため  法令を守っていれば十分なため  
 その他(具体的な事項は下記に記入下さい)

3-5. 3-2で化学物質のリスクアセスメントを実施している事業場で、主なリスクアセスメント実施者をお答え下さい。(複数回答可)

- 衛生管理者(衛生工学衛生管理者含む)  作業環境測定士  作業主任者  現場の作業員  その他(経営者、管理職等)

3-6. 3-2で化学物質のリスクアセスメントを実施している事業場で、リスクアセスメントの教育方法をお答え下さい。(複数回答可)

- 外部講師による社内講習会  外部講習会参加  インターネット  書籍やDVD  その他

3-7. 3-2で化学物質のリスクアセスメントを実施している事業場で、リスクアセスメントに困難を感じている項目をお答え下さい。(複数回答可)

- 困難は感じていない  理解が難しい  結果が職場の実態に合わない  費用がかかる  
 その他(具体的な事項は下記に記入下さい)

3-8. 化学物質のリスクアセスメントが実施できるコントロール・バンディングをご存知ですか？(ひとつ選んで下さい)

- 知らない  知っているが、利用したことがない  利用したことがある

3-9. 3-8で知っているが利用していないと回答した方で、その理由をお答え下さい。(複数回答可)

- 評価法がわからない  評価以降の対策がわからない  評価結果が実態に合っていない  
 その他(具体的な事項は下記に記入下さい)

4. 佐賀産業保健総合支援センターの活動内容について

4-1. 佐賀産業保健総合支援センターの活動内容をご存知ですか？(ひとつ選んで下さい)

- 知らない  知っているが、利用したことはない  利用したことがある

4-2. 4-1で利用したことがある方で、化学物質管理についての研修会に参加したことはありますか？(ひとつ選んで下さい)

- 参加したことはない  参加したことがある

4-3. 今後化学物質管理の研修会に参加しやすくするために、どのような工夫が必要だと考えますか？(複数回答可)

- 時間  場所  教育方法(コントロールバンディング等を活用した実習等)  講義内容をわかりやすくする  
 その他(具体的な事項は下記に記入下さい)

質問は以上です。最後に記入漏れがないかご確認下さい。ご協力ありがとうございました。



# 化学物質リスクアセスメントの実施が義務化されるってご存知ですか？



塗料や接着剤やガソリンも  
化学物質なんだ・・・

義務化されたら  
会社の大きさに関わらず、  
アセスメントしなければ  
いけないのかな



教えてください。どうすればいいのでしょうか？

化学物質のリスクアセスメントが6月から義務化されると、事業場が自主的に化学物質の危険性を評価し対策を考える必要があります。そのため、SDSの入手が重要です。昨年佐賀県内製造業のリスクアセスメントの現状を知るために、アンケート調査を行いました。リスクアセスメントの義務化は約6割の事業場で認知され、3割の事業場ではすでにアセスメントが実施されているようです。しかし、50人未満の事業場では約4割の認知度でした。また、約7割の事業場がSDSを入手していますが、50人未満では5割でした。小規模事業場への対応が今後の課題と考えられます。



佐賀大学医学部  
市場 正良 教授

リスクアセスメントのために SDS が必要か・・・。  
ところで、SDS ってなんだろう。  
SDS を入手したら次にどうすればいいの？



教えてください。SDS ってなんですか？  
SDS を使って次にどうすればいいのでしょうか？

佐賀産業保健総合支援センター

平成 28 年 3 月発行

※本リーフレットは、平成27年度佐賀産業保健総合支援センターの調査研究事業「佐賀県内事業場における化学物質リスクアセスメントの現況と課題」により作成されたものです。

## リスクアセスメント(RA)の手順は次のステップで進めます

ステップ1：化学物質などによる危険性  
または有害性の特定

化学物質などについて、RAの対象となる業務を洗い出した上で、SDSに記載されているGHS\*分類などに即して危険性または有害性を特定します

ステップ2：リスクの見積り

対象物を製造し、取り扱う業務ごとに、見積りを実施します。なお、見積りの手法としては多様な方法があります。一例としては、

ステップ3：リスク低減措置の内容の検討

\*JISHA方式化学物質RA  
\*化学物質リスク簡易評価法  
(コントロール・バンディング)

ステップ4：リスク低減措置の実施

\*実測値(作業環境測定結果、個人暴露濃度値等)による方法 など

ステップ5：RA 結果の労働者への周知



リスクアセスメントの手順は5ステップか・・・

## SDS を入手しましょう



《入手時の留意点》

- ・ 絵表示のある SDS ですか。
- ・ GHS 分類が記載されていますか。
- ・ 最新版ですか。



これが、SDSなんだね。  
そういえば、この下のマークって化学物質のラベルについていたものと同じだ。

社会問題となった印刷業における胆管がん発生の要因は、取扱っている化学物質の有害性及び危険性を、経営者及び労働者も「知らなかった」ことが大きな要因とされます。化学物質RAを実施して、取扱っている化学物質のリスクを皆で共有化しましょう。

高倉 敏行 (労働衛生コンサルタント)



## 化学物質リスク簡易評価法【コントロール・バンディング】の見積り方法を紹介します

(コントロール・バンディングは①有害性レベル、②揮発性・飛散性、③取扱量の情報があればできる簡易法です。①と②の揮発性は SDS から判断できます。)

では始めましょう

- ①SDS を手元に準備しましょう。
- ②「職場のあんぜんサイト」の HP を開きます
- ③HP の右下にある「リスクアセスメント 実施支援システム」をクリックします。
- ④システムの手順にそって、データを入力（4ステップ）していけばリスクレベルは分かります



インターネットで簡単にリスクアセスメントできるんだ。でも、ひとりで行るのは不安だな。みんなどうやって勉強しているんだろう？

コントロールバンディングは、このSDSを用いて行うリスクアセスメントの手法のひとつです。3項目のデータを入力することにより、評価することができます。さらに、対策シートに従ってリスク低減措置を実施することができます。

濱 英海 (労働衛生コンサルタント)



### 受講者の声



早速職場でやってみたい

アセスメントの方法がわかった

PCを使った実習はわかりやすかった



当社では、6年前より化学物質のリスクアセスメントに取り組み、一定の効果は得られたものの、もっといいリスクアセスメント手法がないか、模索していました。今回案内を頂き、参加いたしました。研修会では、事例を基に複数の手法で演習を行いました。実践的な講義内容で、その中で化学物質を数値で把握し、工学的対策で低減する手法を学びました。これまでの当社のアセスメント手法をさらに進化させ、快適職場作りを推進する糸口となる研修でした。

(株)SUMCO九州事業所 九州総務部 岩谷 敏彦 さん



他の事業場の人も学びながら、リスクアセスメントしているんだね。なんだか、やる気が出てきたぞ。そういえば、どこかで研修会があるって聞いたけど・・・思い出したぞ、佐賀産業保健総合支援センターだ。

受講料  
無料!

10人未満の  
事業場も対象

## 化学物質リスクアセスメント(RA)研修会のご案内

全ての事業場に対する化学物質RAの実施義務化を踏まえた基礎編・応用編(実習)



**基礎編**

7月、8月開催

※ 各定員40~60名(先着順)

※ 各会場 13:30~16:30(3時間)

研修会番号	日時	講師	会場
佐賀会場	7日7日(木)	当センター相談員 (労働衛生コンサルタント) 高倉・濱	アバンセ第2研修室
唐津会場	7日14日(木)	同上	唐津市文化体育館 第1・2会議室
伊万里会場	7日20日(水)	同上	伊万里市民センター 一般教養室2
武雄会場	8日4日(木)	同上	武雄市文化会館 中集会室
鳥栖会場	8日17日(水)	同上	サンメッセ鳥栖 大会議室2

PCを使った  
実習です

**応用編**

9月、10月開催予定 上記5会場

内容はお問合せ下さい  
予約も承ります



佐賀産業保健総合支援センター 宛て(このままファックスしてください)

### 基礎編 受講申込書 (FAX 番号 0952-41-1887)

氏名		電話番号	
事業所名		FAX番号	
事業所所在地	〒		
職種	事業主 労務担当者 衛生管理者等 産業医 一般医師 保健師看護師 他( )		
参加される研修会に○を付けてください。	7/7(木) 佐賀会場      7/14(木) 唐津会場      7/20(水) 伊万里会場 8/4(木) 武雄会場      8/17(水) 鳥栖会場		
事前質問欄			

お問合せ先



(独)労働者健康福祉機構※ 佐賀産業保健総合支援センター

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル4F

TEL (0952)41-1888 FAX (0952)41-1887

※平成28年4月より (独)労働者健康安全機構 と名称変更

H28.3.



本調査報告書は(独)労働者健康安全機構の平成27年度産業保健調査研究費の支援を受けて作成したものです。